

第49回（平成29年度）社会保険労務士試験 受験案内

厚生労働省
全国社会保険労務士会連合会

《 試験の実施要領 》

第49回社会保険労務士試験は、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第10条第1項及び第10条の2の規定により次のとおり行われます。

I. 受験申込書の受付期間

平成29年4月17日（月）～平成29年5月31日（水）（以下、年号の記載のない日付は、「平成29年」です。）

郵送での申込み	「簡易書留郵便」で、全国社会保険労務士会連合会 試験センター（以下「試験センター」という。）へ郵送してください。5月31日（水）までの消印があるものに限り受け付けます。
試験センターの窓口での申込み	(1)試験センターへ直接持参してください。窓口での受付期限は、5月31日（水）17：30までです。 (2)受付時間は、9：30～17：30（土日祝日を除く） 注 現金の取扱いはいたしません。受験手数料は、あらかじめ所定の方法で納付手続きをしてください（6・7頁参照）。

注1 6月1日以降に郵送（提出）された場合は、受け付けできません。

注2 提出書類に不足・不備がある場合は受け付けられませんので、申込みは早めに行うようにしてください。

II. 受験票の交付

- 8月上旬に試験センターから受験資格を有すると認められた受験申込者に直接郵送します。
- 8月7日（月）までに受験票が届かない場合又は受験票の記載事項に誤りがある場合は、8月9日（水）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着し、誤りはないものとみなします。）。
- 試験センターが受験票へ記載する漢字は、原則としてJIS第2水準までの活字を使用します。
- 受験票は大切に保管してください（第50回～第52回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できます。）。

III. 試験日・試験科目等

- 試験日 平成29年8月27日（日） 着席時間 10：00（午後の着席時間は、2頁をご覧ください。）
- 着席時間から試験の説明を開始します。この時間までに指定の席へお座りください（遅刻者は受験できません）。
- 試験時間や試験科目等の詳細については2頁の《試験日・試験科目》、23頁の《試験当日の注意事項等について》をご覧ください。

IV. 合格者の発表

- 合格発表日 平成29年11月10日（金）
- 合格者には合格証書を郵送するほか、その受験番号を官報に公告します。また、厚生労働省並びに試験センター及び都道府県社会保険労務士会にて合格者の受験番号の掲示等を行うとともに、試験センターホームページでの登載を予定しています（公開予定時間9：30）。
- 受験者（途中棄権者、不正者は除く。）には成績等を通知します（合格発表日に発送予定）。届かない場合は、11月30日（木）までに試験センターへご連絡ください（ご連絡のない場合は、到着したものとみなします。なお、この通知は、第50回～第52回社会保険労務士試験の受験資格証明書として使用できますので、再受験される方は、大切に保管してください。）。
- 可否、成績及び合格基準に関する照会には、その理由の如何を問わず応じられません。

V. 受験資格

10・11頁の《受験資格》をご覧ください。

VI. 試験地・試験会場

14・15頁の《試験地・試験会場一覧》をご覧ください（試験会場の決定は、受験票で通知します。）。

なお、試験会場に関する事前照会には応じられません。

VII. 合格の取消し等

不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした方に対しては、合格の決定を取り消し、又はその受験を禁止する場合があります。

VIII. 受験案内等を入手した際の確認事項

下記の書類5点が揃っているか確認してください。

- 受験案内
- 社会保険労務士試験受験申込書・社会保険労務士試験試験科目免除申請書（OCRシート）（以下「受験申込書」という。）
- 受験手数料払込用紙〔払込取扱票・振替払込請求書兼受領証・振替払込受付証明書（お客さま用）・払込受領証の一連4票式（コンビニエンスストア、郵便局・ゆうちょ銀行兼用）〕
- 社会保険労務士試験実務経験証明書（以下「実務経験証明書」という。実務経験を受験資格とする方、新たに試験科目の免除申請を行う場合等の免除資格を実務経験で証明する方のみご使用ください。この用紙が複数枚必要となる方は、あらかじめ必要な枚数をコピーしたうえで、作成してください。なお、証明書の様式は、必要項目の全てを網羅すればパソコン等で作成しても構いません。）
- 受験申込用封筒（黄色）

《 試験日・試験科目 》

I. 試験日等

試験日	着席時間	試験時間	出題形式
平成29年 8月 27日 (日)	10:00 12:50	10:30~11:50 (80分) 13:20~16:50 (210分)	選択式 択一式

試験についての注意事項を説明しますので必ず着席時間までにトイレを済ませて試験室に入室し、着席してください。

II. 試験科目

- 試験は、次表の科目について行われます(試験センターホームページで昨年度の問題を閲覧できます。)
- 試験問題の解答に当たり適用すべき法令等は、平成29年 4月14日(金) 現在施行のものとしします。

試験科目	選択式 計 8 科目 (配点)	択一式 計 7 科目 (配点)
労働基準法及び労働安全衛生法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
労働者災害補償保険法(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
雇用保険法(労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む。)	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
労務管理その他の労働に関する一般常識	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
社会保険に関する一般常識	1 問 (5 点)	
健康保険法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
厚生年金保険法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
国民年金法	1 問 (5 点)	10 問 (10 点)
合 計	8 問 (40 点)	70 問 (70 点)

注1 択一式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は、それぞれの問題10問のうち3問が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」から出題されます。具体的には、択一式試験の「労働者災害補償保険法」は、問1～問7が「労働者災害補償保険法」、問8～問10が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」です。「雇用保険法」は、問1～問7が「雇用保険法」、問8～問10が「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」です。

注2 選択式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」からの出題はありません。

III. 合格基準

合格基準点は、選択式試験及び択一式試験のそれぞれの総得点と、それぞれの科目ごとに定めます。各成績のいずれかが合格基準点に達しない場合は不合格となります(合格基準点は、合格発表日に公表されます。)

《 受験の申込み 》

I. 受験手数料

- 受験手数料 9,000円(払込手数料130円は、払込人(受験申込者)のご負担になります。)
- 専用の受験手数料払込用紙を使用して提携コンビニエンスストア(以下「コンビニ」という。)又は郵便局・ゆうちょ銀行から納付してください(6・7頁参照)。
- 納付された受験手数料は、理由の如何を問わず返金いたしません(受験資格なしの場合を除く)。

II. 申込方法

右記のA～D(新たに試験科目の免除申請をする方は、A～E)の提出書類等を全てそろえ、郵送又は試験センター窓口にて申込みをしてください。なお、提出書類等に不足・不備がある場合は、受け付けられません。

1 郵送での申込み (5月31日消印有効)	(1)専用の封筒(黄色)に入れ、必ず「簡易書留郵便」で、試験センターへ郵送してください。 (2)必ず郵便局の郵便窓口(有人窓口)から差し出し、絶対にポストへ投函しないでください(書類到着に関する照会には応じられません)。 (3)手続きの際は、郵便局に備え付けの「書留・特定記録郵便物等差出票」を記入のうえ、窓口にお出しください。なお、「書留・特定記録郵便物等差出票」の届け先の氏名記入欄は、「試験センター」と記入してください(郵便料金等は、受験申込者によって異なりますので、詳しくは郵便局にお尋ねください)。 (4)「書留・特定記録郵便物等受領証」の本人控えは大切に保管してください。
2 試験センター 窓口での申込み (5月31日まで)	(1)専用の封筒(黄色)に入れ、試験センターへ直接持参してください。 (2)受付時間は、9:30~17:30(土日祝日は除く) (3)現金の取扱いはいたしませんので、受験手数料は、あらかじめコンビニ又は郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口(有人窓口)で納付手続きをしてください(6・7頁参照)。 (4)受験申込みの締切日近くは、大変混みますので、早めに手続きをしてください。

Ⅲ. 提出書類と留意点

提出書類等に不足・不備がある場合は受け付けられませんので、下記の留意点をご精読のうえ、早めに申込みをしてください。なお、受験資格を有すると認められた方について、提出された書類は返却いたしません。

提出書類名	留意点
A 受験申込書	1 4・5頁の記入要領、記入例を参照のうえ、記入してください。記入漏れ等があると不備となりますので、必要事項を全て記入してください。 2 受験申込書には、写真以外の書類を貼付しないでください。 3 試験センターからの書類送付先・連絡先は日本国内に限ります。
B 写真	1 裏面に住所・氏名を記入し、受験申込書の所定の欄に貼付してください。 2 写真の規格（白黒・カラーのいずれも可） (1)縦4.5cm、横3.5cmでふちの無いもの（パスポート申請用サイズ。顔の大きさは、5頁を参照してください。） (2)申込み前3か月以内に撮影したもの (3)背景は無地、人物は無帽、正面向、肩から上が写ったもの (4)試験中に眼鏡を着用する方は、眼鏡を着用して撮影したもの 注1 上記の規格にひとつでも合わないもの、不鮮明であったり、顔の部分が小さい場合等は、再提出していただきます。 また、家庭用プリンターを使用したものは不可。カラーコピー、スナップ写真を切り抜いたもの、デジタル画像で画像の粗いもの、コピー用紙に印刷したものは使用できません。 注2 試験日当日、写真と本人が著しく異なる場合は、本人確認をする場合がありますのであらかじめご了承ください。
C 払込受領証 又は 振替払込受付証明書 (お客さま用) (受験手数料の納付を証明する書類)	1 コンビニから納付した場合は「払込受領証（原本）」を、郵便局・ゆうちょ銀行から納付した場合は「振替払込受付証明書（お客さま用）」を提出してください（6・7頁参照）。 2 払込受領証の受領印欄（振替振込受付証明書（お客さま用）の場合は日附印欄）に受領押印があることを確認してください。押印のないもの、日附印が6月1日以降のものは受け付けられません。
D 受験資格を証明する書類 (以下「受験資格証明書」という。)	1 10・11頁の《受験資格》をご覧ください。 2 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。個人事項証明書で氏名の変遷が確認できないときは、改製原戸籍等の書類が必要となります。 3 外国籍の方で、受験資格証明書に通称名を記入している場合は、通称名が記載されている住民票の写しを添付してください（受験申込書の氏名欄は、本名と通称名（「本名（通称名）」）を記入してください。）。 注 個人事項証明書、改製原戸籍及び住民票の写し等の氏名に関する証明書は申込み前3か月以内に発行された原本に限ります。
E 免除資格を証明する書類 (該当者のみ)	20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》及び16～19頁の《試験科目の免除申請》をご精読ください。

注 書類の審査には時間を要するため、早期に申込みの手続きをされても内容の確認及び不備の是正に関する連絡が7月下旬頃となる場合があります。

《 受験申込書の記入要領 》

● 記入にあたって

- 1 この用紙は、機械で処理しますので、破いたり、汚したりしないでください。また、送付するときに、折り目を変えないでください。
 - 2 黒のボールペンを使用して楷書で記入してください（鉛筆、万年筆、水性サインペンは使用しないでください。）。
 - 3 5頁の《受験申込書の記入例》を参照のうえ、各枠に収まる程度の大きさで丁寧に記入してください。
 - 4 誤記を訂正する場合は二重線で消し、次の枠又は当該枠のうえに書き直してください（修正液は使用しないでください。）。
 - 5 受験申込書中段の⑬、⑭は試験科目の免除を申請する方のみ記入してください。
- ① 希望試験地は、14・15頁の《試験地・試験会場一覧》から希望する試験地（都道府県名）ひとつを漢字・左詰で記入してください。
 - ② 希望試験会場コードは、14・15頁の《試験地・試験会場一覧》を参照し、試験会場コード2桁を記入してください（試験地ひとつに対し試験会場がひとつしかない場合でも必ず記入してください。）。試験会場コードの記入がない場合は、試験会場の希望がないものとして、試験センターの指定した試験会場となる場合があります。
 - ③ 氏名（カタカナ）は、濁点・半濁点・長音符号がある場合は、それぞれ1文字として記入してください（例：イコ ヲカ サカ = 11文字）。ャ ュ ヨ等は小文字ではなく大文字「ヤ ュ ヨ」で記入してください。
氏名（漢字）は、姓と名の間を、1字あけ、戸籍どおりの漢字・仮名で記入してください。
 - ④ 郵便番号は、7桁全部を記入してください。
 - ⑤ 電話番号は、受験申込書類等に不備があった場合、試験センターからの通知文書が送達できない場合の照会の際に使用しますので、昼間、確実に連絡のとれる電話番号を、市外局番・市内局番・番号ごとに左詰で必ず記入してください（携帯電話・PHS可）。
 - ⑥ 住所は、必ず、都道府県名から記入し、番地等の数字が2桁以上の場合、1枠に1桁として記入してください。濁音・半濁音・長音符号がある場合は、1文字として記入してください（例：パークヒルズマンション=11文字）
 - ⑦ 生年月日は、西暦の4桁を記入し、月日が1桁の場合は、0を付し2桁にして記入してください（例：昭和45年1月1日→1970 01 01）。（生年の西暦は、下記の西暦早見表を参照してください。）
 - ⑧ 年齢は、5月末日現在のものを記入してください。
 - ⑨ 性別は、該当する欄にレ点を記入してください。
 - ⑩ 受験資格コードは、10・11頁の受験資格一覧表表1、表2を参照し、該当するコード番号2桁を、必ず記入してください。
 - ⑪ 受験資格証明書を、第46回～第48回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票又は成績（結果）通知書で提出する方は、当該受験票又は成績（結果）通知書に記載されている試験の回次、受験番号を記入してください（第45回試験以前の受験票又は成績（結果）通知書は使用できません。）。
 - ⑫ 特別措置コードは、特別な措置を必要としない方は、「00」を記入してください。受験に際し、特別な措置を希望する方は、22頁の特別措置コード表を参照し、該当するコード番号2桁を記入してください。特別な措置を希望する方は、申込みに先立って試験センターへご連絡ください。なお、未記入の場合は、「00」とみなし、特別な措置ができません。
 - ⑬ 既に試験科目の免除決定を受けている方が、免除決定通知書番号を記入する欄です。免除決定通知書番号が6桁の場合は、必ず、右詰で記入してください（免除決定通知書番号とは、旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの免除決定通知書に付されている番号であり、全国社会保険労務士会連合会が実施している「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」の修了証の番号ではありませんので、ご注意ください。）。
 - ⑭ 新たに試験科目の免除申請を行う方が記入する欄です。免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入し、免除資格事由欄に20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》のうち該当する事由を記入してください。
 - ⑮ 3頁の「写真の規格」に即した写真をのりづけしてください。

● 注意事項

- 1 受験申込書には、写真以外の書類を貼付しないでください。
- 2 印刷の都合上、5頁の記入例の色と現物の色とは異なります。
- 3 ⑬・⑭に記入のない方は、試験科目について試験の免除を申請しない方とみなします。
- 4 ⑬又は⑭、あるいは⑬・⑭のいずれにも記入のある方は、試験科目について試験の免除を申請する方とみなします。

《 西暦早見表（抜粋） 》

和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦	和暦	西暦
昭和10	1935	昭和19	1944	昭和28	1953	昭和37	1962	昭和46	1971	昭和55	1980	昭和64,平成元	1989
11	1936	20	1945	29	1954	38	1963	47	1972	56	1981	平成 2	1990
12	1937	21	1946	30	1955	39	1964	48	1973	57	1982	3	1991
13	1938	22	1947	31	1956	40	1965	49	1974	58	1983	4	1992
14	1939	23	1948	32	1957	41	1966	50	1975	59	1984	5	1993
15	1940	24	1949	33	1958	42	1967	51	1976	60	1985	6	1994
16	1941	25	1950	34	1959	43	1968	52	1977	61	1986	7	1995
17	1942	26	1951	35	1960	44	1969	53	1978	62	1987	8	1996
18	1943	27	1952	36	1961	45	1970	54	1979	63	1988	9	1997

《 受験申込書の記入例 》

氏名(カタカナ)欄の濁点・半濁点・長音符号はそれぞれ1文字として記入してください。また、「ャ ュ ョ」等は小文字ではなく、大文字「ヤ ュ ヨ」で記入してください。

(例: レンゴウカイ キョウコ=11文字)

電話番号は携帯・PHS可です。昼間連絡のとれる番号を必ず記入してください。

住所欄の濁音・半濁音・長音符号は、1文字として記入してください。

(例: パークヒルズマンション=11文字)

2017 第49回 社会保険労務士試験受験申込書(OCRシート)
社会保険労務士試験試験科目免除申請書

希望試験地: 東京都 希望試験会場コード: 07

③ 氏名(カタカナ): レンゴウカイ キョウコ
④ 氏名(漢字): 連合会 京子
⑤ 郵便番号(〒): 103-8347 携帯・自宅等電話番号: 090-1111-1111
住所: 東京都中央区日本橋本石町9-9-99
パークヒルズマンション5-2020
⑦ 生年月日: 1970年01月01日 年齢: 47 性別: 男 女
⑩ 受験資格コード: 15 特別措置コード: 00

③ 戸籍の漢字・仮名
④ 試験センターからの連絡先は日本国内に限ります。

⑫ 特別な措置を必要としない方は「00」を記入してください。22頁上段参照

⑬ 既に免除決定を受けている者の記入欄
中既に受けた免除決定通知書番号を記入すること。

⑭ 新たに免除申請を行う者の記入欄
※チェック欄に 印を記入すること。

既に免除決定を受けた試験科目	免除決定通知書番号	免除を申請する試験科目	備考
労働基準法及び労働安全衛生法		労働基準法及び労働安全衛生法	<input checked="" type="checkbox"/>
労働者災害補償保険法		労働者災害補償保険法	<input checked="" type="checkbox"/>
雇用保険法		雇用保険法	<input checked="" type="checkbox"/>
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	20119505	労働保険の保険料の徴収等に関する法律	
健康保険法		健康保険法	
厚生年金保険法		厚生年金保険法	
国民年金法	20119505	国民年金法	
労働者その他の労働者及び社会保険に関する一般事項		労働者その他の労働者及び社会保険に関する一般事項	<input checked="" type="checkbox"/>

⑪ 受験資格を証明する書類として「受験票」又は「成績(結果)通知書」を提出する方の記入欄
今回提出する「受験票」又は「成績(結果)通知書」に記載されている試験の回次、受験番号を記入して下さい。

回次: 第48回
受験番号: 987654321

⑫ 免除申請事由
免除資格者一覧の「イ」に該当。公務員として労働諸法令に関する施行事務15年 8-②に該当

●受験資格証明書類の注意事項
受験資格証明書類の記載内容に事実と相違があることが判明した場合、試験合格後においても合格取消等の措置がなされる場合があります。受験申込者は記載内容を確認の上、提出してください。

●受験申込書(免除申請)の注意事項
1. 「試験科目の一部免除の対象」となるのは、公務員として労働保険や社会保険に関する施行事務に従事した期間が10年以上の者などであり、いわゆる一般企業での実務経験は、科目免除の対象とはなりません(詳細は「受験案内」をご参照ください)。
2. 「既に免除決定を受けている者の記入欄」及び「新たに免除申請を行う者の記入欄」に記載のない方は、試験科目について試験の免除を申請しない者となります。

(写真貼付欄)
1. 受験の申込を前々月以内に撮影した顔写真(白黒、正面、縦向き、寸法: 横45mm・縦35mm)を貼付してください。
2. 顔が小さすぎないよう、顔の部分が小さいものや写真が歪んでいないものを使用してください。
3. 試験を受ける際に、顔写真を貼付してください。
4. 写真裏面に、住所、氏名を記入し、多量に貼付してください。

⑮ 下記は記入しないで下さい。

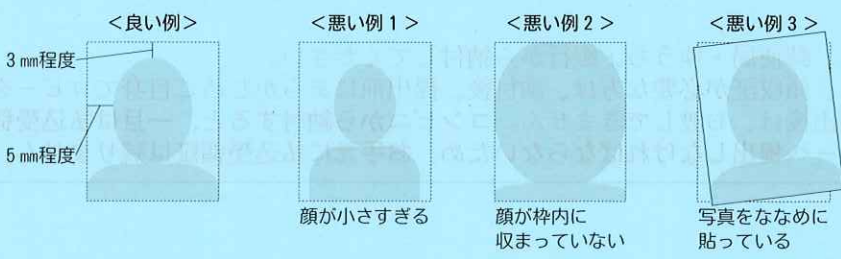
OCRシート	受験資格書類	写真	振替納付書	申込書番号
なし	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	1234567
不備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
審査済	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

記入上の注意事項
1. 下の記入例を参考にして枠内に楷書で大きく、はっきりと記入して下さい。
2. この用紙は直接機械処理しますので汚したり、破いたりしないで下さい。
3. この用紙はコピーをとって使用することはできません。
4. この用紙には写真以外の書類を貼付しないで下さい。

年: 2017 試験実施回数: 49 記入例: 1234567890ツシ"✓

この欄は、記入しないでください。

⑮ 写真は貼付欄外にはみ出さないようにしっかりとのりづけしてください。セロハンテープは絶対に使用しないでください。規格に合わない写真が貼付されていた場合は、再提出となります。



《 受験手数料の納付方法 》

I. 受験手数料の納付方法

次の2つから選択することができます。

- 1 コンビニ〔レジ〕
- 2 振替払込〔郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）〕

受験手数料払込用紙は、コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行いずれでも使用できる兼用用紙です。受験申込書の提出に先立ち、ご都合の良い方法（場所）で5月31日（水）までにあらかじめ納付してください。

II. 受験手数料

受験手数料は、9,000円、払込手数料は、コンビニ、郵便局・ゆうちょ銀行いずれも130円です。

III. 納付時の注意事項

- 1 ご依頼人の欄(郵便番号、住所、氏名)は、受験申込者本人の住所と氏名を記入してください。
- 2 会社名・団体名等で納付しないでください。
- 3 受験申込者1名につき、受験手数料払込用紙1枚を使用してください。
- 4 複数名分を一括して納付しないでください。
- 5 金額訂正された受験手数料払込用紙は、受験できない場合があります(金額訂正をしないでください。)
- 6 受験手数料払込用紙を汚したり、破いたりしないでください(納付ができなくなる場合があります。)
- 7 領収証が必要な方は、振替払込（郵便局・ゆうちょ銀行）をご利用ください（コンビニからの納付をしないでください。）。
- 8 試験センターでは、現金の取扱いはいたしません。

IV. コンビニを利用の場合

受験手数料払込用紙の所定欄に必要事項を記入し、切り取らずにコンビニのレジへお渡しください。

【コンビニの例】

02 東京 払込取扱票 普通払込料金 加入者負担 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 0 0 1 3 0 0 1 8 0 1 2 4 金額 9 1 3 0 料金額 備考 全国社会保険労務士会連合会(試) (郵便番号 103-8347) 請求詳細 受験手数料 ¥9,000 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 払込手数料 ¥130 パークヒルズマンション5-2020 氏名 連合会 京子 CVS取扱い モバイルレジは使用厳禁 申込書番号 1234567 (CVS本部控) (91) 547825-10330000000001234567 120531-0-009120-7 ※社会保険労務士試験の受験申込受付期間は、5月31日です。 発行会社 サマシシステム開発㈱ 支払期日 年 月 日 貴店の営業時間をお読みください。【ゆうちょ銀行】(取扱番号 東 番 53377 号) これより下部には何も記入しないでください。		振替払込請求書兼受領証 振替払込受付証明書(お客さま用) (ご依頼人の郵便局・ゆうちょ銀行へご依頼人) 加入者番号 0 0 1 3 0 0 1 8 0 1 2 4 金額 千 百 十 万 千 百 十 円 1 8 0 1 2 4 金額 9 1 3 0 全国社会保険労務士会連合会(試) (郵便番号 103-8347) 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020 氏名 連合会 京子 申込書番号 1234567 (CVS本部控)	●試験センター提出用 払込受領証 (コンビニエンスストア専任用) 依頼人 氏名 (郵便番号 103-8347) 住所 東京都中央区日本橋本石町9-9-99 パークヒルズマンション5-2020 氏名 連合会 京子 依頼人コード 申込書番号 1234567 依頼管理番号(受領申請にのみ関係ありません) 金額 9 1 3 0 円 依頼人 全国社会保険労務士会連合会(試) 収納代行会社 サマシシステム開発株式会社 受領印 2017.mm.dd お客様控
--	--	--	---

コンビニ店舗で回収されます。

- (1)「払込受領証」が払込人に渡されます。
- (2)コンビニ店舗の受領印が押印されていることを確認してください。
- (3)この「払込受領証（原本）」を受験申込書と一緒に提出してください。
(コンビニから納付した場合、この書類を提出しないと、受験できません。)

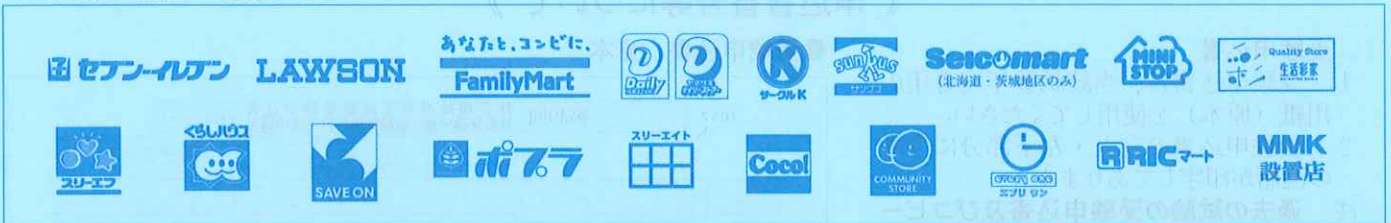
留意事項

領収証が必要な方は、郵便局・ゆうちょ銀行から納付してください。

コンビニから納付し、領収証が必要な方は、納付後、提出前にあらかじめご自身でコピーをお取りください。

(試験センターへ提出後は、お渡しできません。コンビニから納付すると、一旦は払込受領証が払込人に渡されますが、試験センターへ提出しなければならないため、お手元に払込受領証は残りません。)

V. 受験手数料の納付ができるコンビニ



VI. 郵便局・ゆうちょ銀行を利用の場合

受験手数料払込用紙の所定欄に必要な事項を記入して、郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）へお渡しください。

注 必ず郵便局・ゆうちょ銀行の振替払込受付窓口（有人窓口）から納付してください。ATM等機械から納付すると提出書類である「振替払込受付証明書（お客さま用）」が発行されません。

払込人の控えです。本票を領収証とします。

この用紙は使用しません。

【郵便局・ゆうちょ銀行の例】

●試験センター提出用

振替払込請求書兼受領証

振替払込受付証明書(お客さま用)
(ご依頼人や郵便局・ゆうちょ銀行のご依頼人)

払込受領証
(コンビニエンスストア受領証)

振替払込窓口で回収されます。

- (1)「振替払込請求書兼受領証」と「振替払込受付証明書（お客さま用）」の2票が払込人に渡されます。
- (2)日附欄に郵便局・ゆうちょ銀行店舗の日附印が押印されていることを確認してください。
- (3)「振替払込請求書兼受領証」を領収証とします。大切に保管してください。
- (4)この「振替払込受付証明書（お客さま用）（原本）」を受験申込書と一緒に提出してください。
(郵便局・ゆうちょ銀行で納付した場合、この書類を提出しないと、受験できません。)
(試験センター提出後は、お渡しできません。)

ATMの使用は厳禁です。

ATMから納付された場合は、受験できない場合があります（ATM等機械から納付すると提出書類である「振替払込受付証明書（お客さま用）」が発行されず、正規の申込みの手続きができなくなります）。

万が一、ATMから納付し、払込手数料に過払いが生じた場合は、払込人はこれを放棄したものとみなし、返金されない場合があります。

モバイルレジの納付は厳禁です。

モバイルレジを使用して納付した場合は、受験できません（9頁参照）。

《「モバイルレジ」からの電子決済の禁止》

I. モバイルレジの使用禁止

- 1 受験手数料の納付方法は、6・7頁のコンビニ又は郵便局・ゆうちょ銀行のいずれかとなります。
- 2 電子決済の「モバイルレジ」を使用して、受験手数料を絶対に納付してはいけません。
- 3 受験申込みの審査及び受験手数料の納付の確認は、3頁に記載する「書類」によって行います。
したがって、受験手数料の納付を証明する書類が発行されない決済方法は利用することができません。
- 4 次の(1)又は(2)によって受験申込みをした場合は、受験することができず、さらに受験手数料を返金することができなくなりますので、必ず所定の方法により申込みの手続きを行ってください。
(1)受験手数料を「モバイルレジ」によって決済してしまう。
(2)「受験申込書」と「受験手数料払込用紙」の申込書番号が一致しないものを使用する。

II. 電子決済は証明書がありません

「モバイルレジ」は、納付手続きをその払込人の携帯電話又はスマートフォンの操作によって完結してしまうため、受験手数料を納付した証明書が発行されません。入出金明細書、通帳には「日付、金額、収納代行会社名」しか印字されないため、社会保険労務士試験の受験手数料を納付した証明にはなりません。

III. 申込書番号の一致が必要

受験申込者の受験申込書と受験手数料払込用紙（受験手数料の納付を証明する書類）を確認するための方法は、申込書番号です。この番号が相違していると受験申込者と受験手数料の納付状況が一致しないため、同一人物からの納付であることが確認できません。

IV. 受験できず、返金できなくなる理由

上記のとおり、モバイルレジによる受験手数料の納付は、納付された方が、自身の受験手数料の払込みを証明することができず、試験センターは、受験手数料の払込人を特定することができません。したがって、受験申込書が提出されたとしても、受験手数料を納付していない方としか判断できず、受験することができなくなります。また、払込人個人を特定できないため、返金することもできなくなります。

モバイルレジとは

モバイルバンキング^{*1}とペイジー^{*2}の仕組みを活用したインターネット経由の電子決済により各種料金等を支払うことができるサービス。

利用者は、都市銀行・地方銀行等の金融機関とのモバイルバンキングの利用契約をあらかじめ行い、携帯電話・スマートフォンから支払手続きが行える。

※1 = モバイルバンキングとは、携帯電話からインターネットに接続して銀行振込や預金残高の照会といった金融機関のサービスを利用するもの。

※2 = ペイジーとは、税金や公共料金、各種料金の支払いを、金融機関窓口やコンビニへ出向かずにパソコン、携帯電話、ATM等から支払うことができるサービス。

《 受験資格 》

●下記の留意事項及び受験資格一覧表【表1】、【表2】の留意事項をご精読ください。

- 1 11頁の【表2】に掲げる書面（以下「表2の書面」という。）のうちいずれか1つを所持している方は、表2の書面を受験資格証明書として提出することができます。
- 2 受験資格証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。個人事項証明書で確認できないときは、改製原戸籍等の書類が必要となります。また、外国籍の方で、受験資格証明書に通称名を記入している場合は、通称名が記載されている住民票の写しを添付してください。（上記2の証明書は全て申込み前3か月以内に発行された原本に限ります。）
- 3 実務経験証明書の記入に当たっては、同封の「実務経験証明書」の裏面をご覧ください。
- 4 受験資格一覧表【表1】に掲げる受験資格のうち、実務経験による受験資格は、受験資格コード「08」、「09」、「11」、「12」、「13」をまたがっての従事期間の通算はできません。
また、行政執行法人以外の行政法人（旧特定独立行政法人以外の旧独立行政法人）、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人、国立大学法人における実務経験の期間と公務員として行政事務に従事した期間についても通算できません。
- 5 実務経験を受験資格とする方、試験科目の免除資格を実務経験で証明する方及び受験資格コード「05」に該当する方は、試験センターホームページから証明書の様式をダウンロードできますので、ご利用ください。

受験資格一覧表【表1】

受験資格コード	受験資格	受験資格証明書	証明書に関する留意事項
01	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)	次のいずれかとしします。 (1)卒業証明書又はその写し (2)卒業証書の写し (3)学位記の写し	①成績通知書、成績簿等は、証明書ではありませんので受け付けられません。 ②証明者の「押印」がないもの、「押印」が不鮮明、欠けている部分があるものは、受け付けられません。 ③証明書を発行した学校の名称が変更されている場合は、変更前の名称を、廃校になっている場合は、その旨を証明書余白欄に直接記入してください。 ④外国語の証明書の場合は、必ず原文全てに和訳を記入するか、原文を完全に和訳した文書を添付してください。裏面に記載がある場合も同様です。 ○証明書の写しをとる場合は、下記のイ～ハに注意してください。 イ複写機により証明書の全面をコピー〔A4判(210ミリ×297ミリ)、縮小コピー可〕してください(欠けている部分がないようにコピーしてください)。 ロ印影がはっきりと見えるように濃くコピーしてください。 ハ卒業証書等サイズが大きいため、1枚の用紙にコピーすることができない場合は、左記に掲げる証明書(卒業証明書)を入手し、提出してください(2枚に分けて複写したものをテープ等で張り合わせ1枚の用紙に複写しないでください)。
02	上記の大学(短期大学を除く)において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わった者 上記の大学(短期大学を除く)において62単位以上を修得した者(卒業認定単位以外の単位を除く(卒業認定単位は大学へご照会ください。))	4年制大学の成績証明書又はその写し	
03	旧高等学校令(大正7年勅令第389号)による高等学校高等科、旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学予科又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を卒業し、又は修了した者	次のいずれかとしします。 (1)卒業証明書若しくは修了証明書又はその写し (2)卒業証書の写し	
04	前記01又は03に掲げる学校等以外で、厚生労働大臣が認めた学校等を卒業し又は所定の課程を修了した者(12・13頁参照)		
05	修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数が、1,700時間以上の専修学校の専門課程を修了した者	次のいずれかとしします。 (1)「専門士」若しくは「高度専門士」の称号が付与されていることを証明する書面又はその写し (2)専修学校の専門課程の修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に要する総授業時間数が1,700時間以上であることを証明する書面又はその写し	
06	社会保険労務士試験以外の国家試験のうち厚生労働大臣が認めた国家試験に合格した者(13頁参照)	当該試験に合格したことを証する書面又はその写し	①原則として当該試験に合格したことを証する書面又はその写しです。 ②免許証、任命書、辞令等は受け付けられない場合があります(各試験制度によって証明書の取扱いが異なりますので、事前確認をしてください(22頁参照))。 ③試験の合格発表に関する官報公告は不可。
07	司法試験予備試験、旧法の規定による司法試験の第一次試験、旧司法試験の第一次試験又は高等試験予備試験に合格した者		
08	労働社会保険諸法令(19頁参照)の規定に基づいて設立された法人の役員(非常勤の者を除く)又は従業者として同法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該事務従事期間を証明する書面	①実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください(写しは不可)。 受験資格コード08に該当する方 ②労働社会保険諸法令の実施事務の内容を記入してください(ここでいう実施事務は受験資格コード13に該当する事務とは異なります)。また、証明者の役職印と社判が必要です。 受験資格コード09に該当する方 ③実務経験を証明する書類は詳細に記入してください(所属部署名、従事内容、従事した期間を古い順に記入)。また、証明者の役職印が必要です。 ④自衛官の方は、上記記載内容の他、所属部署ごとに階級を記入してください。
09	国又は地方公共団体の公務員として行政事務に従事した期間及び行政執行法人(旧特定独立行政法人)、特定地方独立行政法人又は日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して3年以上になる者。(注)日本郵政公社の役員又は職員として従事した期間と民営化後(平成19年10月1日以降)の従事期間の通算はできません。 全国健康保険協会、日本年金機構の役員(非常勤の者を除く)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間が通算して3年以上になる者(社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む)。	原則として当該任命権者が当該事務従事期間を証明する書面	

受験資格コード	受験資格	受験資格証明書	証明書に関する留意事項
10	行政書士となる資格を有する者	行政書士となる資格を有することを証する書面又はその写し	○合格証書、証票、会員証のうちいずれかの写しを提出してください。
11	社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の業務の補助の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者	当該社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の当該事務従事期間を証明する書面	①実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。また、証明者の証明印（社判、役職印）が必要です。 ②社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人又は弁護士若しくは弁護士法人の補助者として従事した事務内容について具体的に記入してください。
12	労働組合の役員として労働組合の業務に専ら従事（いわゆる「専従」といいます。）した期間が通算して3年以上になる者又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除きます。以下「法人等」といいます。）の役員として労務を担当した期間が通算して3年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該業務従事期間等を証明する書面	①実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。また、証明者の役職印と社判が必要です。 ②労働組合の専従役員の方は、専従役員であることと、その役職名、専従役員としての業務を具体的に記入してください（兼務では受験資格として認められません。）。 ③法人等の役員の方は、労務担当役員であることと、その役職名、労務担当役員としての業務を具体的に記入してください（受験資格コード13に該当する事務とは異なります。）。
13	労働組合の職員又は法人等若しくは事業を営む個人の従業者として労働社会保険諸法令（19頁参照）に関する事務（ただし、このうち特別な判断を要しない単純な事務は除かれます。）に従事した期間が通算して3年以上になる者	当該勤務先等の事業主、代表者又はこれに代わるべき者が当該事務従事期間を証明する書面	①実務経験を証明する書類は必ず原本を提出してください（写しは不可）。また、証明者の役職印と社判が必要です。 ②実務経験を証明する書類は詳細に記入してください（所属部署名、従事事務内容、従事した期間を古い順に記入）。 ③1週間の労働時間が基準となる時間に満たない短時間労働者は受験資格に該当しません。
14	全国社会保険労務士会連合会において、個別の受験資格審査により、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 （本規定は、具体的には学校教育法に定める高等学校を卒業した後、各種学校を卒業した者等が対象となります。中学校卒業、高等学校中退等は対象となりません。）	次の(1)～(3)の全てが必要です。 (1)各種学校又はその他国内外の教育施設等の修了証明書又はその写し (2)当該教育施設等における単位修得証明書（修得科目名及び単位数が記載されているもの）又はその写し (3)当該教育施設等のカリキュラム等又はその写し（当該教育施設等が発行したもので、修業年限、授業時間数、授業科目数、必要単位数等が記載されているもの）。	①個別審査では、各種学校又はその他国内外の教育施設等の修了者で、当該教育施設等における履修科目の種類、内容等の学習歴を総合的に審査し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力を有するかどうかを判定します。 したがって、教育施設等に在学中の方は、審査の対象から除かれます。 ②外国語の証明書の場合は、必ず原文全てに和訳を記入するか、原文を完全に和訳した文書を添付してください。裏面に記載がある場合も同様です。

注 証明書が「開封無効」等と記載された封筒に入っている場合でも、受験申込者自身で封筒から取り出し、証明書のみを提出してください。

【表2】

受験資格コード	対象	受験資格証明書	証明書に関する留意事項
15	第46回～第48回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票を所持している方	○第46回～第48回のいずれかの社会保険労務士試験の受験票の原本を提出（写し不可） 片面に「第XX回（平成XX年度）社会保険労務士試験受験票」の標題、その裏面に「お知らせ」が印刷されているものを提出	○第45回試験以前の受験票は使用できません。
	第46回～第48回のいずれかの社会保険労務士試験の成績（結果）通知書を所持している方	○第46回～第48回のいずれかの社会保険労務士試験の成績（結果）通知書の原本を提出（写し不可） 片面に「宛先（住所、氏名）」、その裏面に「第XX回（平成XX年度）社会保険労務士試験成績（結果）通知書」の標題が印刷されているものを提出	○第45回試験以前の成績（結果）通知書は使用できません。
16	社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書を所持している方	○社会保険労務士試験 試験科目の一部免除決定通知書の写しを提出	○「社会保険労務士試験における免除科目のお知らせ」は使用できません。

注1 【表1】・【表2】に掲げる書面の氏名と現在の氏名が異なる場合は、改姓したこと等を証明する個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。個人事項証明書で氏名の変遷が確認できないときは、改製原戸籍等の書類が必要となります。また、外国籍の方で、受験資格証明書に通称名を記入している場合は、通称名が記載されている住民票の写しを添付してください（個人事項証明書、改製原戸籍及び住民票の写し等の氏名に関する証明書は申込み前3か月以内に発行された原本に限ります）。

注2 受験資格コード15の証明書(受験票、成績(結果)通知書)に記載の住所と現住所が相違していても問題はありません。

注3 表2の書面を所持していない方は、10・11頁の【表1】をご覧ください。

○厚生労働大臣が認めた学校等
(受験資格コード04関係)

- (1) 保健師学校、同養成所
- (2) 助産師学校、同養成所
- (3) 看護師学校、同養成所 (旧甲種看護婦養成所を含むものとし、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校の卒業(以下「新高卒」という。)を入学資格とする修業年限3年以上のもの。)
看護師学校、同養成所の進学課程(免許を得た後3年以上業務に従事している准看護師又は「新高卒」の准看護師を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
旧看護婦養成所(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の卒業を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
- ※ 准看護師学校、同養成所は該当しないことに注意。
(備考)上記の「保健師学校、同養成所」、「助産師学校、同養成所」、「看護師学校、同養成所」、及び「准看護師学校、同養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による「保健婦学校、同養成所」、「助産婦学校、同養成所」、「看護婦学校、同養成所」及び「准看護婦学校、同養成所」を含む。
- (4) 保育士(名称変更前の保母を含む。)を養成する学校その他の施設
- (5) 栄養士の養成施設
- (6) 美容師養成施設(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの)
- (7) 理容師養成施設(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの)
- (8) 理学療法士学校、同養成施設
- (9) 作業療法士学校、同養成施設
- (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に係る学校、同養成施設(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの又は学校教育法による中学校の卒業を入学資格とする修業年限5年以上のもの。)
- (11) 柔道整復師学校、同養成施設(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
- (12) 言語聴覚士学校、同養成所
- (13) 診療放射線技師学校、同養成所
- (14) 旧診療エックス線技師学校、同養成所
- (15) 臨床工学技士学校、同養成所
- (16) 臨床検査技師学校、同養成所
- (17) 旧衛生検査技師学校、同養成所
- (18) 視能訓練士学校、同養成所
- (19) 義肢装具士学校、同養成所
- (20) 歯科技工士学校、同養成所
- (21) 歯科衛生士学校、同養成所
- (22) 救急救命士学校、同養成所
- (23) 社会福祉主事の養成機関(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
- (24) 職業能力開発総合大学の特定専門課程(旧専門課程を含む。)及び長期課程(旧職業能力開発大学の長期課程、旧職業訓練大学の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程を含む。)
- (25) 職業能力開発短期大学校及び職業能力開発大学の専門課程(旧職業訓練短期大学校の専門課程、専門訓練課程及び特別高等訓練課程(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)を含む。)
- (26) 大学の別科(修業年限2年以上のもの。)
- (27) 高等学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。)又は特別支援学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のもの。)
(備考)上記の「特別支援学校」は、平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による「盲学校」、「ろう学校」及び「養護学校」を含む。
- (28) 修業年限が2年以上で、かつ、課程の修了に必要な総授業時間数1,700時間以上の専修学校の専門課程(本規

- 定での証明書は受験資格コード05の書面となります。卒業証書・卒業証明書・修了証明書では受付(受験)できない場合があります。)
- (29) 外国における大学等の卒業生(通算修業年数が14年以上となるもの。)
 - (30) 旧朝鮮教育令、旧台湾教育令、旧関東州令、在満帝国臣民教育令又は大正10年勅令第328号(旧外地教育令)による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校、師範学校又は中等教員養成所
 - (31) 旧図書館職員養成所
 - (32) 養護教諭養成機関
 - (33) 幼稚園教諭養成機関
 - (34) 小学校教員養成機関
 - (35) 中学校教員養成機関
 - (36) 盲学校教員養成機関
 - (37) 旧国立工業教員養成所
 - (38) 旧国立養護教諭養成所
 - (39) 旧東京美術学校師範科又は本科
 - (40) 旧東京音楽学校の本科又は甲種師範科
 - (41) 旧高等師範学校又は女子高等師範学校
 - (42) 旧東京農業教育専門学校
 - (43) 旧師範学校又は青年師範学校
 - (44) 旧高等女学校の高等科又は専攻科
 - (45) 旧東京盲学校師範部甲種
 - (46) 旧東京ろう学校師範部の普通科甲又は技芸科
 - (47) 旧臨時教員養成所
 - (48) 旧青年学校教員養成所
 - (49) 旧実業補習学校教員養成所
 - (50) 旧実業学校教員養成所
 - (51) 都道府県農業講習所(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
 - (52) 都道府県林業講習所(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
 - (53) 都道府県蚕業講習所(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
 - (54) 農林水産省(省名変更前の農林省を含む。)の果樹試験場又は野菜・茶業試験場の農業技術研修課程(旧農業技術研究所若しくは旧農業試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
 - (55) 鯉淵学園本科
 - (56) 旧高等農事講習所本科
 - (57) 水産大学校
 - (58) 旧水産講習所遠洋漁業科、専攻科又は本科
 - (59) 旧函館水産専門学校の遠洋漁業科又は専攻科
 - (60) 旧鉄道教習所専門部(専門部と同等とみなされる部及び科を含む。)
 - (61) 旧日本国有鉄道中央鉄道学園の大学課程(「新高卒」を入学資格とする修業年限3年以上のもの。)
 - (62) 海上保安大学校本科
 - (63) 海上保安学校灯台科又は本科(「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。)
 - (64) 海技大学校本科
 - (65) 旧高等商船学校本科又は専科
 - (66) 旧商船学校(席上課程及び実習課程を含む。)
 - (67) 旧商船高等学校(席上課程及び実習課程を含む。)
 - (68) 航空大学校
 - (69) 航空保安大学校本科
 - (70) 旧航空保安職員研修所本科
 - (71) 気象大学校大学部(旧気象庁研修所高等部を含む。)
 - (72) 旧中央气象台技術官養成所本科
 - (73) 旧高等通信講習所本科又は旧無線電信講習所
 - (74) 旧電信協会管理無線電信講習所本科
 - (75) 旧無線電信講習所の高等科第3部、普通科第1部又は本科
 - (76) 旧通信官吏練習所(旧通信院官吏練習所を含む。)の技術科、行政科又は無線通信科

- (77) 旧日本電信電話公社中央電気通信学園高等部（「新高卒」を入学資格とする修業年限2年以上のもの。）
- (78) 旧建設省地理調査所技術員養成所普通科
- (79) 防衛大学校
- (80) 旧陸軍士官学校（旧陸軍航空士官学校を含む。）
- (81) 旧陸軍経理学校
- (82) 旧陸軍造兵廠、旧陸軍航空廠、旧陸軍航空工廠、又は旧陸軍燃料廠の技能者養成所技術員科
- (83) 旧海軍兵学校
- (84) 旧海軍機関学校
- (85) 旧海軍経理学校
- (86) 旧海軍工作所工員養成所（教習所を含む。）の補習科、専習科又は高等科
- (87) 旧海軍技手養成所
- (88) 旧満州開拓義勇隊国立開拓指導員訓練所

○厚生労働大臣が認めた国家試験
（受験資格コード06関係）

- (1) 国家公務員採用総合職試験並びに一般職大卒程度試験、一般職高卒者試験（事務に限る。）及び一般職社会人試験（事務に限る。）（旧国家公務員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種（行政事務及び税務に限る。）試験並びに旧国家公務員採用上級（甲種・乙種）、中級及び初級（行政事務及び税務に限る。）試験を含む。）
- (2) 旧青少年矯正職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (3) 旧保護観察職員採用上級（甲種・乙種）試験
- (4) 旧国立学校図書専門採用上級（甲種・乙種）及び中級試験
- (5) 旧外務公務員採用Ⅰ種及び上級試験
- (6) 労働基準監督官採用試験
- (7) 航空管制官採用試験
- (8) 外務省専門職員採用試験
- (9) 国税専門官採用試験
- (10) 国会議員政策担当秘書試験
- (11) 衆議院事務局職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (12) 衆議院法制局職員採用Ⅰ種試験
- (13) 参議院事務局職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (14) 参議院法制局職員採用Ⅰ種試験
- (15) 防衛省職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種（一般事務に限る。）試験
- (16) 自衛官採用試験（2等陸・海・空士）
- (17) 一般曹候補生採用試験（旧一般曹候補生採用試験、旧曹候補生採用試験を含む。）
- (18) 自衛隊幹部候補生採用試験
- (19) 入国警備官採用試験
- (20) 皇宮護衛官採用試験
- (21) 裁判所事務官採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (22) 家庭裁判所調査官補採用Ⅰ種試験
- (23) 刑務官採用試験
- (24) 法務省専門職員（人間科学）採用試験（旧法務教官採用試験を含む。）
- (25) 財務専門官採用試験
- (26) 食品衛生監視員採用試験
- (27) 税務職員採用試験
- (28) 経験者採用試験（基礎能力試験及び人物試験に加えて、筆記試験（経験論文試験を含む。）が課された者に限る。）
- (29) 国立国会図書館職員採用Ⅰ種、Ⅱ種及びⅢ種試験
- (30) 旧司法試験第2次試験
- (31) 公認会計士試験（旧公認会計士試験第1次、第2次試験を含む。）
- (32) 不動産鑑定士試験（旧不動産鑑定士試験第1次、第2次試験を含む。）
- (33) 弁理士試験
- (34) 税理士試験
- (35) 旧栄養士試験
- (36) 旧薬剤師規則による薬剤師試験
- (37) 旧獣医試験規則による獣医試験
- (38) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第1種・第

- 2種資格検定試験
- (39) 旧外務書記生試験規則又は旧外務省留学生規則による試験
- (40) 旧専門学校卒業程度検定規程による検定試験
- (41) 旧高等学校高等科学力検定規程による検定試験
- (42) 技術士試験第2次試験（旧技術士予備試験を含む。）
- (43) 1級総合無線通信士試験（旧1級無線通信士試験を含む。）
- (44) 1級陸上無線技術士試験（旧1級無線技術士試験を含む。）
- (45) 1級建築士試験
- (46) 第1種・第2種電気主任技術者試験
- (47) 司法書士試験
- (48) 土地家屋調査士試験
- (49) 学芸員資格認定試験
- (50) 中小企業診断士試験（旧中小企業診断士試験を含む。）
- (51) 情報処理技術者試験（ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ITサービスマネージャ試験、システム監査技術者試験、システムアナリスト試験、アプリケーションエンジニア試験、テクニカルエンジニア（ネットワーク・データベース・システム管理・エンベデッドシステム・情報セキュリティ）試験、上級システムアドミニストレータ試験、システム運用管理エンジニア試験、プロダクションエンジニア試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、マイコン応用システムエンジニア試験、情報処理システム監査技術者試験、特種情報処理技術者試験、オンライン情報処理技術者試験に限る。）
- (52) ガス主任技術者試験
- (53) 高圧ガス製造保安責任者試験（甲種・第一種冷凍機械に限る。）
- (54) 原子炉主任技術者試験
- (55) 核燃料取扱主任者試験
- (56) 労働安全コンサルタント試験
- (57) 労働衛生コンサルタント試験
- (58) 特級ボイラー技士試験
- (59) 土地改良換地士資格試験
- (60) 浄化槽設備士試験
- (61) 気象予報士試験
- (62) 通訳案内士試験（旧通訳案内業試験を含む。）
- (63) 建築設備士試験
- (64) 海事代理士試験
- (65) 各級海技士国家試験（航海・機関・通信・電子通信）
- (66) 各級内燃機関海技士国家試験
- (67) 3級船橋当直海技士国家試験
- (68) 3級機関当直海技士国家試験
- (69) 各級水先人試験
- (70) 金融窓口サービス技能検定1級・2級試験（テラー業務、金融商品コンサルティング業務）
- (71) キャリア・コンサルティング技能検定1級・2級試験
- (72) 知的財産管理技能検定1級試験
- (73) 土地区画整理士技術検定試験
- (74) 1級建設機械施工技士検定試験
- (75) 1級・2級建築施工管理技士検定試験
- (76) 1級・2級電気工事施工管理技士検定試験
- (77) 1級・2級土木施工管理技士検定試験
- (78) 1級・2級管工事施工管理技士検定試験
- (79) 1級・2級造園施工管理技士試験

上記(1)～(79)の国家試験については、試験名称等が変更されている場合があります。受験資格に該当するか不明な場合は、あらかじめ試験センターにお問い合わせください。

《 試験地・試験会場一覧 》

●試験地・試験会場についての注意事項

- 1 希望試験会場の受け付けは申込みの受付順になります。なお、各会場の収容人数に制限がありますので、定員に達した場合にはご希望に添えないことがあります。この場合は、試験センターが指定する試験会場になりますのであらかじめご了承ください。また、試験会場は、都合により変更する場合がありますのであらかじめご了承ください（この一覧に記載のある会場であっても希望者数が少ない場合等は使用しないこともあります。また、天災事変や会場側の都合等により使用できなくなる場合があります。）。
- 2 首都圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、東海地方（静岡県、愛知県）、近畿地方（京都府、大阪府、兵庫県）の会場は、他の地域と比べて受験希望者数が多いため、受付開始日当日に速やかに受験申込みの手続きをされた場合であっても、特定の会場に希望が集中し、ご希望に添えないことがあります。あらかじめご了承ください。また、「試験地」がご希望の試験地と異なり、他の都県・府県になる場合があります。
- 3 受験に際し、試験科目の免除や特別な措置を希望される方は、試験センターが指定する試験会場となります。
- 4 受験申込者数及び会場収容人数の変動によっては、この一覧に記載のない試験センターが指定する会場となる場合もあります。
- 5 実際に試験を受ける会場は、8月上旬に郵送する受験票に記載してお知らせいたします。試験会場に関する事前の照会には応じられません。
- 6 試験会場への直接のお問い合わせは絶対に行わないでください。
- 7 試験会場への来場は、公共交通機関を利用してください（バス等の所要時間は、あくまでも目安ですので、試験日は余裕をもってお出かけください）。
- 8 車（送迎を含む）、バイクや自転車での来場は禁止します（全試験会場とも駐車場がある場合でも駐車はできません）。
- 9 冷房設備は全試験会場にあります。
- 10 受験申込書提出後、住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、6月30日（金）17：30までに、あらかじめ試験センターへお問い合わせください（試験地変更の取扱いは厳格に行います。試験センターの指示に従い必要書類等が提出できないときは認められない場合があります。）。
ただし、6月30日（金）17：30以降の変更は一切認められません。
- 11 試験日の試験会場の開場時刻は、9：30です。この時間より早く来場されても入場できませんのでご注意ください。

試験地	試験会場コード	試験会場名	所在地	交通機関（平成29年3月現在）
北海道	01	札幌コンベンションセンター	札幌市白石区東札幌6条1丁目1-1	○札幌市営地下鉄東西線「東札幌駅」下車1番出口から徒歩約8分 ○JR「札幌駅」からJRバス約18分「札幌コンベンションセンター」下車
宮城県	02	東北学院大学 泉キャンパス	仙台市泉区天神沢 2-1-1	○市営地下鉄南北線「泉中央駅」から宮城交通「泉キャンパス前」行バス約15分。試験日のみ臨時バス（有料）も運行します。 ○市営地下鉄南北線「泉中央駅」下車徒歩約30分
群馬県	03	共愛学園 前橋国際大学	前橋市小屋原町 1154-4	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
	04	共愛学園 高等学校	前橋市小屋原町 1115-3	○JR両毛線「駒形駅」下車徒歩約10分
埼玉県	05	日本工業大学	南埼玉郡宮代町学園台4-1	○東武スカイツリーライン（伊勢崎線）・日光線、東京メトロ日比谷線・半蔵門線直通「東武動物公園駅」西口下車徒歩約14分
千葉県	06	日本大学 理工学部 船橋キャンパス	船橋市習志野台 7-24-1	○東葉高速鉄道「船橋日大前駅」下車徒歩約1分
東京都	07	日本大学 法学部	千代田区三崎町 2-3-1	○JR中央線・総武線「水道橋駅」下車徒歩約5分 ○都営地下鉄三田線「水道橋駅」下車徒歩約6分
	08	日本大学 経済学部	千代田区三崎町 1-3-2	○東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄三田線・新宿線「神保町駅」下車徒歩約6分
	09	日本大学 理工学部 駿河台キャンパス	千代田区神田駿河台1-8-14	○JR中央・総武線「御茶ノ水駅」下車徒歩約3分 ○東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」下車徒歩約3分 ○東京メトロ丸ノ内線「御茶ノ水駅」下車徒歩約5分
	10	日本大学 文理学部	世田谷区桜上水 3-25-40	○京王線「下高井戸駅」下車徒歩約8分 ○京王線「桜上水駅」下車徒歩約8分
	11	目白大学 新宿キャンパス	新宿区中落合 4-31-1	○西武新宿線、都営地下鉄大江戸線「中井駅」下車徒歩約10分 ○都営地下鉄大江戸線「落合南長崎駅」下車徒歩約15分 ○東京メトロ東西線「落合駅」下車徒歩約15分
	12	日本大学豊山中学校・高等学校	文京区大塚 5-40-10	○東京メトロ有楽町線「護国寺駅」下車徒歩約2分
神奈川県	13	神奈川大学 横浜キャンパス	横浜市神奈川区六角橋3-27-1	○東急東横線「白楽駅」下車徒歩約15分

試験地	試験会場 コード	試験会場名	所在地	交通機関 (平成29年3月現在)
石川県	1 4	金沢工業大学	野々市市扇が丘 7-1	○JR北陸本線「金沢駅」東口バスターミナル8番乗場から臨時運行バスにて約30分。着席時間の前、試験終了時間に合わせて運行します。詳しくは北陸鉄道ホームページをご覧ください(8月中旬に登載予定)。
静岡県	1 5	日本大学 三島駅北口校舎	三島市文教町 1-9-18	○JR東海道本線「三島駅」下車徒歩約1分
愛知県	1 6	名城大学 天白キャンパス	名古屋市天白区塩 釜口1-501	○名古屋市営地下鉄鶴舞線「塩釜口駅」下車徒歩約8分
京都府	1 7	同志社大学 今出川キャンパス	京都市上京区今出 川通り烏丸東入	○市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車徒歩約1分 ○京阪電車「出町柳駅」下車徒歩約15分 ○市バス「烏丸今出川」下車徒歩約1分
	1 8	同志社大学 新町キャンパス	京都市上京区新町 通今出川上ル近衛 殿表町159-1	○市営地下鉄烏丸線「今出川駅」下車徒歩約10分 ○京阪電車「出町柳駅」下車徒歩約25分 ○市バス「上京区総合庁舎前」下車徒歩約3分
大阪府	1 9	関西大学 千里山キャンパス	吹田市山手町 3-3-35	○阪急電鉄千里線「関大前駅」下車徒歩約5分
兵庫県	2 0	甲南大学 岡本キャンパス	神戸市東灘区岡本 8-9-1	○JR神戸線「摂津本山駅」下車徒歩約12分 ○阪急神戸線「岡本駅」下車徒歩約10分
岡山県	2 1	岡山大学 津島キャンパス	岡山市北区津島中 3-1-1	○JR津山線「法界院駅」下車徒歩約15分 ○JR「岡山駅」西口(22番乗場)から岡電バス「47岡山理科大学行」で「岡大西門」下車
広島県	2 2	広島サンプラザ	広島市西区商工セ ンター3-1-1	○JR山陽本線「新井口駅」下車徒歩約5分 ○広島電鉄宮島線「商工センター入口駅」下車徒歩約5分 ○広島バス「アルパーク」下車徒歩約3分
香川県	2 3	英明高等学校 亀岡学舎	高松市亀岡町1-10	○JR高徳線「栗林公園北口駅」下車徒歩約5分 ○こことでん「瓦町駅」又は「栗林公園駅」下車徒歩約15分 ○こことでんバス「八本松」下車徒歩約1分
福岡県	2 4	九州産業大学	福岡市東区松香台 2-3-1	○JR鹿児島本線「九産大前駅」下車徒歩約10分 ○西鉄バス「九州産業大学南口」下車徒歩約2分
	2 5	九州共立大学	北九州市八幡西区 自由ヶ丘1-8	○JR鹿児島本線「折尾駅」下車徒歩約20分 ○北九州市営バス「九州共立大前」下車
熊本県	2 6	熊本学園大学	熊本市中央区大江 2-5-1	○熊本都市バス「学園大前」又は熊本市営バス・九州産交バス「大江渡鹿」下車 ○JR豊肥本線「水前寺駅」北口下車徒歩約10分 ○熊本市電「味噌天神前」下車徒歩約15分
沖縄県	2 7	沖縄産業支援セ ンター	那覇市字小禄 1831-1	○那覇バスターミナル向かい国税庁舎前の旭橋バス停から89番糸満線又は56番浦添線で約10分「金城」下車徒歩約3分 ○モノレール 那覇空港駅から約5分「小禄駅」下車徒歩約15分

《 試験科目の免除申請 》

I. 試験科目の一部免除

社会保険労務士法別表第2の免除資格者(20・21頁参照)に該当する方は、その申請により、当該試験科目の免除が決定された試験科目について試験が免除されます。

II. 試験科目の免除申請の方法

社会保険労務士試験試験科目免除申請書は受験申込書と同一の用紙(OCRシート)となっています。試験科目の免除を申請する方は下記の留意事項をご精読のうえ、受験の申込みと同時に免除申請をしてください。

注 免除申請の結果の通知は、8月上旬に受験票とは別便で郵送します。8月7日(月)までに届かない場合は、8月9日(水)までに試験センターへご連絡ください(ご連絡のない場合は、到着したものとみなします)。なお、審査の結果、申請科目の全部又は一部が免除資格に該当しない場合であっても、受験資格がある場合は、受験申込みの取消し及び受験手数料の返金はできませんので、あらかじめご了承ください。

III. 次回以降試験での免除申請の選択について

- 1 試験年度毎に免除申請をするか、しないかは免除資格者ご自身の選択によって行うことができます。
- 2 過去の社会保険労務士試験において免除申請を行い免除科目の決定を受けた方(以下「既免(すでめん)」という)は、その試験科目の免除決定は試験合格まで生涯有効です。
- 3 既免の方が、免除申請をする場合は、受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の免除申請を行う科目に「免除決定通知書番号」を記入してください。免除申請を行わない場合は、手続きは不要です。
- 4 過去の社会保険労務士試験において免除の決定を受けたことがなく、今回試験で免除申請を行う方が、免除科目の決定を受け(以下「新免」という)、今回試験で不合格となった場合、次回以降の試験では既免の扱いとなります。
- 5 既免の方が、既に免除決定を受けている科目とは別の科目を免除申請する場合は、科目追加(以下「追加」という)になり、当該申込年度は、既免であり新免(追加)となります。

注1 免除申請の具体的な方法は、16～18頁の《試験科目の免除申請》、4・5頁の《受験申込書の記入要領》、《受験申込書の記入例》をご精読ください。

注2 試験科目の免除決定は生涯有効ですが、免除決定を受けた科目を変更することはできません。

注3 過去に免除科目の決定を受けたのち、氏名変更があった場合は、個人事項証明書(戸籍抄本)を添付してください(申込み前3か月以内に発行された原本に限ります)。

IV. 免除申請の種別と申請方法

新免、既免、追加の違いにより、受験申込書の記入欄と記入内容・提出書類が次のとおり異なります(17頁参照)。

申請種別	受験申込書の記入欄	記入する内容	免除資格証明書類
新 免	A. 新たに免除申請を行う者の記入欄 B. 免除申請事由	D. 今回試験で免除申請する試験科目にレ点 E. 試験科目の一部免除資格者一覧に該当する事由	実務経験証明書 又は注2参照
すて 既 免	C. 既に免除決定を受けている者の記入欄の今回試験で免除を希望する科目	F. 今回試験で免除を希望する科目に免除決定通知書番号を記入	不要(ただし、受験資格証明書は必須)
追 加	上記A～Cの全て	上記D～Fの全て	実務経験証明書 又は注2参照

注1 既免の方が、既に免除決定を受けている科目について再度新たに免除申請を行った場合(新たに免除申請を行う者の記入欄への記入)は、当該科目の二重申請となり免除を受けられなくなる場合があります(過去に免除決定を受けた科目の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の今回試験で免除を希望する科目に免除決定通知書番号を記入してください)。

注2 労働基準監督官採用試験合格通知書、司法試験合格者で労働法を選択したことを証する書面(旧法の規定による司法試験第2次試験に合格したもので労働法を選択したものであることを証する書面)

V. 科目免除者への配点

- 1 試験科目を免除された方には、選択式試験及び択一式試験それぞれに以下の計算方法で算出された点数を免除された科目に配点します。
- 2 合否の判断は、免除科目の配点得点に受験した科目の得点を加えた合計点と、受験した科目の得点が、それぞれの合格基準を上回った場合に合格となります(合格基準は、2頁を参照)。

VI. 配点の計算方法

選択式試験の免除科目の配点 = 総得点の合格基準点 ÷ 40点(満点) × 免除となる科目の満点

択一式試験の免除科目の配点 = 総得点の合格基準点 ÷ 70点(満点) × 免除となる科目の満点

注 「総得点の合格基準点」は、試験年度によって異なる場合があります。

(例) 選択式試験の総得点の合格基準点が25点の場合

25点 ÷ 40点 × 5点 = 免除となる科目に3.1点を配点

択一式試験の総得点の合格基準点が44点の場合

44点 ÷ 70点 × 10点 = 免除となる科目に6.3点を配点

(いずれも小数点以下第2位を四捨五入します。)

択一式試験の「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」には、10問中3問ずつ「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」が含まれるため、「労働者災害補償保険法」及び「雇用保険法」は満点を7点とし、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」は満点を6点として計算します。

以上のことから、合格に必要な総得点の合格基準点を免除科目の得点とみなすこととなるため、受験した科目において免除科目への配点以上の得点をしないと総得点の合格基準点に達しない場合がありますので、ご理解のうえ科目免除を申請してください。なお、配点結果に関しての事後照会には応じられません。

Ⅶ. 試験科目の免除申請に関する留意事項

<p><既に免除決定を受けている場合></p> <p>すでめん 略称：既免</p>	<p>1 旧厚生省、旧労働省及び全国社会保険労務士会連合会からの免除決定通知書に付されている番号（免除決定通知書番号）を受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の今回の試験で免除を受けたい科目の免除決定通知書番号欄に記入してください。</p> <p>注 既に免除決定を受けていて今回の試験で免除を受けたい科目の免除決定通知書番号欄に記入のないものは免除申請を行ったことにはならず免除決定を受けることができません。</p> <p>2 免除資格を証明する書類は必要ありません。ただし、受験資格を証明する書類は提出する必要があります。</p> <p>(既に免除決定を受けた試験科目が失業保険法である場合には雇用保険法、健康保険法及び日雇労働者健康保険法である場合には健康保険法、国民年金法及び通算年金通則法である場合には国民年金法、労働及び社会保険に関する一般常識である場合には労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識の各該当欄に免除決定通知書番号を記入してください。)</p>
<p><新たに免除申請を行う場合></p> <p>略称：新免</p>	<p>1 受験申込書の「新たに免除申請を行う者の記入欄」の免除を申請する試験科目のチェック欄にレ点を記入してください。</p> <p>2 受験申込書の「免除申請事由」に20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》のうち該当する事由を記入してください（例：1-②、2-④に該当、6-④、7-④に該当、8-②に該当）。</p> <p>注1 免除申請事由のみを記入し、科目のチェック欄に記入のないものは免除申請を行ったことにはならず免除決定を受けることができません。</p> <p>3 受験資格証明書とは別に免除資格を証明する書類が必要です。なお、受験資格と免除資格を証明する書類が同じ場合であっても、受験資格証明用として1部、免除資格証明用として1部、計2部の証明書が必要です（実務経験の場合は、「実務経験証明書」をそれぞれ原本で提出してください）。</p> <p>注2 実務経験証明書が複数枚に及ぶ場合は、各頁に証明印を押すか、あるいは、証明書の左側を2ヶ所ホチキスで留め、各頁の間全てに証明者の割印を押印してください（両面印刷は不可）。</p> <p>4 免除資格を実務経験により証明する場合は、所属部署名・従事した事務内容・従事期間を古い順に詳しく記入してください。</p> <p>注3 所属部署名は、部・課・係名まで記入してください。（～事務所△△部□□課○○係）</p> <p>注4 従事した事務内容は、単に「○○法の施行事務」、「△△保険に関する事務全般」、「労働保険事務一式」と記入せず、「○○保険の適用に関する事務」、「△△年金の裁定請求審査」、「事業所の臨検監督業務」等その内容を具体的に必ず記入してください。</p> <p>注5 従事期間は所属部署ごとに記入してください。（平成○年□月～平成□年○月（○年△か月））</p> <p>注6 証明者は任命権者（例えば、公共職業安定所・労働基準監督署勤務の場合は、都道府県労働局長。旧社会保険事務所勤務の場合は、厚生労働省大臣官房人事課長及び地方支分部局の長。日本年金機構勤務の場合は原則、理事長。全国健康保険協会勤務の場合は、理事長。健康保険組合・厚生年金基金・国民年金基金勤務の場合は、理事長。）になります。</p> <p>5. 全国社会保険労務士会連合会が行う社会保険労務士試験試験科目免除指定講習の修了により免除資格を証明する場合は、受験資格証明書とは別に、「講習修了証の写し」と「実務経験を証明する書面」（記入内容については上記4と同様）が必要です。</p>
<p><既に免除決定を受けている科目がある方で、今回新たな科目を追加申請する場合></p> <p>略称：追加</p>	<p>1 既に免除決定を受けている科目については、受験申込書の「既に免除決定を受けている者の記入欄」の該当科目の欄に免除決定通知書番号を、新たに免除申請する科目については、受験申込書の「新たに免除申請を行う者の記入欄」の該当科目のチェック欄にレ点を記入し、「免除申請事由」に20・21頁の《試験科目の一部免除資格者一覧》のうち該当する事由を記入してください。</p> <p>2 免除資格を証明する書類については、<新たに免除申請を行う場合>の項の3、4、5と同様です。</p>

注1 既に免除決定を受けている科目の変更はできません。

注2 既に免除決定を受けている科目がある方で「免除決定通知書番号」が不明な方は、申込に先立ち、試験センターへお問い合わせください。

Ⅷ. 免除申請者の取扱いについて

試験科目の免除申請を行い当該試験年度に免除が認められた科目のある者（以下「免除者」という。）は、全科目を受験する一般の受験者（以下「一般受験者」という。）とは一部取扱いが異なりますのでご注意ください。

1 次の計算式により免除となった科目の試験時間が短縮されます。

1問あたりの解答時間＝試験時間÷問題数

選択式の短縮時間＝10分×免除となる科目の問題数〔10分/問＝80分÷8問〕

択一式の短縮時間＝3分×免除となる科目の問題数〔3分/問＝210分÷70問〕

注1 選択式の「労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識」は、2問で20分短縮となります。

注2 試験科目と問題数は2頁を参照してください。

- 2 試験当日、択一式試験問題を持ち帰ることができません。自らの解答を書き控えて持ち帰ることもできません。
これは、上記1のとおり試験時間が短縮されるため、一般受験者の試験時間中に免除者の試験が終了し、試験実施中に問題用紙が持ち出されることを防止するためです。
注 免除者（途中棄権者・不正者を除く）は、択一式試験問題を持ち帰れないため、9月中旬に未使用の択一式試験問題用紙を郵送します。
- 3 免除者は、試験センターが指定する試験会場となります（14頁の試験地・試験会場についての注意事項参照）。
- 4 免除者は、免除者を集めた試験室での受験となります。試験開始時間は、全会場一斉に開始となりますが、試験終了時間は個別に異なるため試験室の監督者の指示に従ってください（特別の措置を受ける方と同室となる場合もあります）。
- 5 試験科目の一部免除資格者一覧のイに該当する方は、「労働基準法及び労働安全衛生法」、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」及び「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のほかに「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請をすることができます。
ただし、「厚生年金保険法」又は「国民年金法」のいずれかを選択して免除申請を行い、免除決定を受けた場合は、以後この科目の変更はできません。
- 6 試験科目の一部免除資格者一覧のロ、ニに該当する方は「健康保険法」、「厚生年金保険法」及び「国民年金法」、ホに該当する方は「厚生年金保険法」及び「国民年金法」のほかに「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」の3科目のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請をすることができます。
ただし、「労働者災害補償保険法」、「雇用保険法」、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」のうち2科目（又は1科目）を選択して免除申請を行い、免除決定を受けた場合は、以後この科目の変更はできません。

IX. 審査方法について

免除申請の審査方法等について公務員の場合の事例は次のとおりです（16・17・19頁をあわせてご参照ください）。
ここで記載するものは、あくまでも概要であり、個々の免除申請者により従事した事務内容と期間は異なりますので、この例示が全ての方に該当するものではありませんのでご注意ください。

- 1 都道府県・市区町村等地方公共団体の公務員の場合、試験科目の一部免除資格者一覧中、各科目に係る免除資格者欄に「施行事務」又は「厚生労働省の所掌に属する行政事務」とあるのは、行政権の発動として行う事務を言い、具体的には、免除資格者欄に掲げる各法令の法定受託事務（旧機関委任事務）に係る又は厚生労働省の所掌に属する各種申請・届等を受理・審査し、支給決定等を行う等の事務が対象となります。
従って、所属職員（臨時職員・派遣労働者を含む）等のために各種申請・届等の書類を作成・提出する事務は、免除の対象とはなりません。
- 2 次の囲みに例示の部署・業務は、従事（免除対象）期間から除外（減算）します（以下「不該当業務」と言います）。
従事期間から不該当業務の期間を減算し、15年・10年以上かを審査します（10年未満のものは免除対象とはなりません）。
公務員で、社会保険労務士法別表第1の労働社会保険諸法令の施行事務従事期間が、労働諸法令関係施行事務15年以上の場合はイ、社会保険諸法令関係15年以上の場合はロに該当します。
従事期間が15年に満たない場合は、「試験科目（法律）毎」に施行事務に従事した積算期間が10年以上15年未満である場合は、当該科目が免除となります。

総務、庶務、会計、調度等物品の調達、各種契約、物品・施設・財産等の管理、システム機器等の発注・管理・運用、ソフトの発注・開発・運用、各種集計・統計調査、広報、業務・サービスの充実・改善、各部署等の調整連絡 等

- 3 日本年金機構又は全国健康保険協会の従業者（正職員に限る）の方で、公務員であった期間のうち、不該当業務の期間を除外した期間が15年以上の場合は、ロに該当します。
また、公務員であった期間のうち不該当業務の期間を減算した結果が15年未満で、日本年金機構又は全国健康保険協会の従事期間を合算して15年以上となる場合は、ニ又はホに該当します。
なお、日本年金機構又は全国健康保険協会の従事期間を合算しても15年に満たない場合は、「試験科目（法律）毎」に施行事務に従事した積算期間が10年以上15年未満である場合は、当該科目が免除となります。
- 4 いずれの期間においても休職、産前・産後休暇、育児・介護休業期間は、業務を行っていないことから、免除対象期間から減算します。
- 5 公務員であった期間と日本年金機構又は全国健康保険協会の従事期間を合算して免除申請する場合は、それぞれの任命権者が証明する実務経験証明書の提出が必要です。

X. 社会保険労務士法 別表第1 (労働社会保険諸法令)

(10・11頁【表1】受験資格コード08・13関係、20・21頁 試験科目の一部免除者一覧関係)

1 労働基準法	20の15 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法
2 労働者災害補償保険法	20の16 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
3 職業安定法	20の17 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
4 雇用保険法	20の18 林業労働力の確保の促進に関する法律 (第13条の規定に限る。)
5 労働保険審査官及び労働保険審査会法	20の19 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
6 削除	20の20 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律
7 職業能力開発促進法	20の21 石綿による健康被害の救済に関する法律 (第38条及び第59条の規定に限る。)
8 駐留軍関係離職者等臨時措置法 (第10条の2の規定に限る。)	20の22 次世代育成支援対策推進法
9 最低賃金法	20の23 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律
10 中小企業退職金共済法	20の24 生活困窮者自立支援法 (第10条第1項及び第15条第2項の規定に限る。)
11 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法	20の25 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法
12 じん肺法	20の26 青少年の雇用の促進等に関する法律
13 障害者の雇用の促進等に関する法律	20の27 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
14 削除	21 健康保険法
15 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 (第25条の規定に限る。)	22 船員保険法
16 労働災害防止団体法	23 社会保険審査官及び社会保険審査会法
17 港湾労働法	24 厚生年金保険法
18 雇用対策法	25 国民健康保険法
19 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法	26 国民年金法
20 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	27 独立行政法人福祉医療機構法 (第12条第1項第12号及び第13号並びに附則第5条の2の規定に限る。)
20の2 家内労働法	28 石炭鉱業年金基金法
20の3 勤労者財産形成促進法	29 児童手当法
20の4 高齢者等の雇用の安定等に関する法律	29の2 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律
20の5 沖縄振興特別措置法 (第78条の規定に限る。)	29の3 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
20の6 労働安全衛生法	30 高齢者の医療の確保に関する法律
20の7 作業環境測定法	31 介護保険法
20の8 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	32 前各号に掲げる法律に基づく命令
20の9 賃金の支払の確保等に関する法律	33 行政不服審査法 (前各号に掲げる法令に係る不服申立ての場合に限る。)
20の10 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法 (第16条 (第18条の規定により読み替える場合を含む。)) 及び第20条の規定に限る。)	
20の11 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律	
20の12 地域雇用開発促進法	
20の13 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律	
20の14 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律	

①労働諸法令 (1～20の20)

②社会保険諸法令 (21～31)

《 試験科目の一部免除資格者一覧 》

●免除資格者欄に該当する者は、当該科目の免除申請ができます（16～19頁をご精読ください。）。

免除科目	免除資格者
1 労働安全衛生法及び労働基準法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記イ参照 ② 国家公務員として労働基準法、労働者災害補償保険法又は労働安全衛生法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 労働基準監督官採用試験に合格した者 ⑤ 司法試験に合格した者で労働法を選択した者（旧法の規定による司法試験第2次試験に合格した者で労働法を選択した者を含む。）
2 労働者災害補償保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（3の①及び4の①に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（3の③及び4の③に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国家公務員として労働基準法又は労働者災害補償保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働者災害補償保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（3の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（3の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
3 雇用保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（2の①及び4の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び4の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として雇用保険法又は職業安定法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 雇用保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び4の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び4の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
4 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照（2の①及び3の①に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ② 下記イ参照 ③ 下記ハ参照（2の③及び3の③に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ④ 国又は地方公共団体の公務員として労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 労働保険審査会の委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 労働保険事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は職員として労働保険事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑦ 下記ニ参照（2の⑦及び3の⑦に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。） ⑧ 下記ホ参照（2の⑧及び3の⑧に掲げる者に該当する者として労働者災害補償保険法及び雇用保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。）
5 健康保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として健康保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ④ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑤ 健康保険組合、健康保険組合連合会若しくは全国健康保険協会の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が通算して10年以上になる者 ⑥ 下記ニ参照 ⑦ 日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として健康保険法の実施事務に従事した期間（日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として健康保険法の施行事務に従事した期間を含む。）が10年以上になる者

免除科目	免除資格者
6 厚生年金保険法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照 ② 下記イ参照(7の②に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(7の③に掲げる者に該当する者として国民年金法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 厚生年金基金、企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)若しくは厚生年金保険法に規定する実施機関(厚生労働大臣を除く。)の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として厚生年金保険法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として厚生年金保険法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者
7 国民年金法	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ロ参照 ② 下記イ参照(6の②に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ③ 下記ハ参照(6の③に掲げる者に該当する者として厚生年金保険法の科目について、試験の免除を受ける者を除く。) ④ 国又は地方公共団体の公務員として国民年金法の施行事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑤ 社会保険審査官の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑥ 社会保険審査会の委員長及び委員の職にあった期間が通算して5年以上になる者 ⑦ 国民年金基金、厚生年金基金若しくは企業年金連合会(旧厚生年金基金連合会)又は共済組合、若しくは共済組合連合会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として公的年金各法の実施事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ⑧ 下記ニ参照 ⑨ 下記ホ参照 ⑩ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として国民年金法の実施事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として国民年金法の施行事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者
8 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	<ul style="list-style-type: none"> ① 下記ハ参照 ② 国又は地方公共団体の公務員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に従事した期間、厚生労働大臣が所管する行政執行法人(旧特定独立行政法人)の役員又は職員として行政事務に相当する事務に従事した期間及び特定地方独立行政法人の役員又は職員として厚生労働省の所掌事務に属する行政事務に相当する事務に従事した期間が通算して10年以上になる者 ③ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(日本年金機構設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者 ④ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として行政事務に相当する事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役職員にあっては、社会保険庁の職員として行政事務に従事した期間を含む。)が10年以上になる者

イ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表第1に掲げる労働諸法令(別表第1第1号から第20号の20までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第1号から第20号の20までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ロ 国又は地方公共団体の公務員として社会保険労務士法別表第1に掲げる社会保険諸法令(別表第1第21号から第31号までに掲げる法律及びこれらの法律に基づく命令並びに行政不服審査法(同表第21号から第31号までに掲げる法律又はこれらの法律に基づく命令に係る不服申立ての場合に限る。)をいう。以下同じ。)の施行事務に従事した期間が通算して15年以上になる者

ハ 労働若しくは社会保険に関する法令に関する厚生労働省令で定める事務(以下「労働社会保険法令事務」という。)を行う厚生労働大臣が指定する団体の役員若しくは従業者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者又は社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の補助者として労働社会保険法令事務に従事した期間が通算して15年以上になる者で、厚生労働省令で定める基準に適合するものとして厚生労働大臣が指定した全国社会保険労務士会連合会が行う講習を修了した者

ニ 日本年金機構の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(日本年金機構の設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は日本年金機構法附則第8条第3項の規定により日本年金機構の職員として採用された者(上記「日本年金機構設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

ホ 全国健康保険協会の役員(非常勤の者を除く。)又は従業者として社会保険諸法令の実施事務に従事した期間(全国健康保険協会設立当時の役員(非常勤の者を除く。)又は健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第15条第3項及び雇用保険法等の一部を改正する法律(平成19年法律第30号)附則第26条第3項の規定により全国健康保険協会の職員として採用された者(上記「全国健康保険協会設立当時の役職員」という。)にあっては、社会保険庁の職員として社会保険諸法令の施行事務に従事した期間を含む。)が通算して15年以上になる者

《 特別の措置 》

- 1 身体の機能に著しい障害等のある方は、その状況により必要な措置を受けられることがあります。受験に際し、特別の措置を希望する方は、「特別措置申請書」の提出のほかに下記の特別措置コード表の区分に応じて医師の診断書（原本・申込み前3か月以内に発行されたもの）、障害者手帳の写し（氏名及び障害の状態が記載されている部分）又は母子手帳の写し（氏名、発行日及び出産（分娩）予定日が記載されている部分）等の提出が必要となりますので、申込みに先立って試験センターへご連絡ください。過去に特別措置の申請をした方で、今回の申込みにおいて特別の措置を希望する方も同様です。
- 2 特別の措置は、必ずしもご希望どおりの措置ができることをお約束するものではありません。決定した措置内容については、受験票の交付時期の前後に通知（郵送）します。通知した措置内容のほかにご希望がある場合でも、対応することはできません。また、試験日当日に追加で措置をご希望された場合も、対応することはできません。
- 3 特別の措置を希望する方は、試験センターが指定する会場となりますので、あらかじめご了承ください。
- 4 全盲等視力障害のため特別の措置を希望される方は、申込みに先立って試験センターへご連絡ください。
- 5 補聴器、ルーペ、座布団等を使用する方、着席時間から試験時間中に服薬等が不可欠な方等も特別措置の申請が必要です。
- 6 受験申込書へ特別措置コードの記入がない場合は、「00」とみなし特別の措置ができません（4・5頁⑩参照）。
- 7 受験申込後、特別措置の状態に該当することとなった場合でも、この取扱いができないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 8 試験当日は受験票のほかに、措置内容等が記載された通知の書類を持参してください。
- 9 試験会場での移動等に介助が必要な場合は、あらかじめ受験者が介助者を手配してください。試験の監督官は、受験者の介助を行うことはできません。

特別措置コード表

特別措置コード	区 分
01	視覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
02	聴覚に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
03	上肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
04	下肢に障害があるため、受験に際し特別の措置を希望する。
09	上記01～04以外で、受験に際し特別の措置を希望する（妊娠中、試験時間中の服薬希望等）。あるいは01～04の複数に該当する場合で、受験に際し特別の措置を希望する。

注 受験に際し、特別の措置を希望する方は上記の「01～09」のうち該当するコード番号を受験申込書に必ずご記入ください。

《 受験申込に関する注意事項等について 》

I. 受験資格の事前確認について

受験資格は、10・11頁に記載のとおりですが、受験資格証明書等に不足・不備がある場合は、受験できません。受験申込前にあらかじめ確認をしたい場合は試験センターホームページをご覧ください（事前確認の方法等について詳しくご案内しています）。

II. 届出事項の変更について

- 1 受験申込書提出後、住所の変更等やむを得ない理由により試験地を変更しようとする場合は、6月30日（金）17：30までに、あらかじめ試験センターへお問い合わせのうえ、指示に従ってください。ただし、6月30日（金）17：30以降の変更は一切認められません（試験地変更の取扱いは厳格に行います。試験センターの指示に従い必要書類等が提出できないときは認められない場合があります。）。
- 2 受験申込書提出後、住所を変更される場合は、速やかに試験センターへご連絡ください。ご連絡がないと試験前においては受験票、試験後においては成績（結果）通知書、合格証書が届けられない場合があります（試験日以降は10月13日（金）まで）。
- 3 受験申込書提出後、氏名変更があった場合は、個人事項証明書（戸籍抄本）の提出が必要です。速やかに試験センターへご連絡ください（試験日以降は10月13日（金）まで）。

注 詳細は、試験センターホームページをご確認ください。

III. 個人情報の取扱いについて

- 1 試験センターは、申込みの際に取得した受験申込者の個人情報を、社会保険労務士試験実施事務、統計事務、社会保険労務士登録申請の受付事務、試験科目の免除申請及び特別措置申請を受けた場合の厚生労働省への確認事務以外に利用することはありません。
- 2 合格者の個人情報については、社会保険労務士の登録申請にあたり、その申請に必要な書類を送付するために使用し、さらに、受験申込書に記入された住所地の都道府県の都道府県社会保険労務士会に提供する場合があります。

《 試験当日の注意事項等について 》

I. 試験当日の持参品

- 1 受験票（1頁参照、試験中は必ず机上へ置いてください。）
 - 2 筆記用具（HBの鉛筆・複数本、HBのシャープペンシル、プラスチック消しゴム）
 - 3 腕時計（通信機能・計算機能がなく、音を発しないもの）
 - (1)冷房設備の温度調整ができない場合がありますので、体温調整が可能な服装としてください。また、熱中症の予防のため、体を冷やすもの、水分・塩分を摂取できるもの（ペットボトルのスポーツドリンク等）を持参する等の備えを行ってください。
 - (2)写真付きの身分を証明する書類（運転免許証、パスポート、社員証、学生証等）を持参してください（受験申込時に提出された写真と本人が著しく異なる場合は、試験時間中であっても本人確認を行う場合がありますので、ご了承ください。）
 - (3)昼食は各自でご用意ください（会場によっては食事処がなかったり、定休日であったり、混雑する場合があります。）
 - (4)飲料水を試験室に持ち込む場合は、ペットボトルのみ可とします（ボトルカバーは使用不可）。ボトル缶、水筒は持ち込めません（試験中の飲水時間には制限があります。詳細は試験当日に説明します。）。
- 注1 机上に置けるものは上記の1～3のほか眼鏡です（眼鏡ケースは不可）。
- 注2 試験時間中は、蛍光ペン、色鉛筆、定規、鉛筆削り等、上記2の筆記用具以外の使用はできません。
- 注3 原則として試験室に時計はありません。ある場合でも正確な時刻とは限りませんので、必ず腕時計（通信機能・計算機能がなく、音を発しないもの）を持参してください。

II. 来場方法と着席時間

- 1 試験会場への来場は、公共交通機関を利用してください。車（送迎を含む）、バイクや自転車での来場は、交通渋滞や近隣住民の迷惑となりますので禁止します。
- 2 試験会場の開場時刻は、9：30です。この時刻より早く来場されても入場できませんのでご注意ください。
- 3 試験についての注意事項を説明しますので午前10：00、午後12：50までにトイレを済ませて試験室に入室し、着席してください。座席は指定席になっていますので、着席時間までに指定の席に座っていない時は、試験を受けられない場合があります。
- 4 遅刻者は受験できません。また、選択式試験を受験しなかった方は、択一式試験を受験できません。発見次第、退席していただきます。

III. 試験の時間割

着席時間から試験の説明をしますので、必ずこの時間までに指定の席へお座りください。座席には受験番号・時間割を明記した受験番号シールが貼付してあります（各試験室等の案内は当日会場に掲示します。）。

事 項	午 前（選択式）	午 後（択一式）
着席時間（受験者集合・着席）	10：00	12：50
注意事項の説明、試験開始準備	10：00～10：30（30分）	12：50～13：20（30分）
試験開始時間	10：30	13：20
退室禁止時間	着席～試験開始後	10：00～11：10（70分）
	試験開始後～終了前	11：40～11：50（10分）
退室可能時間（許可を得てトイレ・飲水可能）	11：10～11：40（30分）	14：10～16：40（150分）
試験終了時間	11：50	16：50
昼食時間（監督者の退室許可後から休憩開始）	11：50～12：50（60分）	

注 退室可能時間以外は、原則としてトイレ等の離席はできませんので、あらかじめトイレを済ませてから着席してください（トイレ等の離席中も試験時間は継続し、時間は中断されません。）。

IV. その他

- 1 試験時間中に監督者への意思表示が必要な場合は、黙って手を挙げてください。
- 2 試験時間中に周囲の生活騒音がある場合でも救済措置は行いません（ドア等の開閉音、監督者等の足音、監督者の監督業務上必要な会話、監督者の試験監督上必要なアナウンス、空調音、飛行機・船舶・電車・車等の音、緊急車両等のサイレン、犬・蝉等の鳴き声、照明の点滅、街頭宣伝、他の受験者の咳・くしゃみ・鼻をすする音等）。
- 3 体調不良等により咳・くしゃみのおそれのある方は、マスクを着用する等他の受験者への配慮をお願いします。監督者が写真確認を行います。この場合は、マスクを外してください。
- 4 監督業務上必要と判断された場合は、試験時間中であってもお声掛けをすることがあります。この場合は試験時間の中断とならず、救済措置も行いません。
- 5 試験終了の指示と同時に筆記用具を置いて解答を止めてください。
- 6 試験終了後、解答用紙が回収されても、監督者の指示があるまで席を立たないでください。
- 7 所持品の管理は自己責任です。落し物・忘れ物・盗難等にご注意ください。試験センターは一切の責任を負いません。

- 8 試験センターは、受験申込者等への緊急を要する情報提供等が必要となったときは随時（不定期）にホームページによって周知を行う場合がありますので、任意に閲覧されることをお勧めします（試験日に台風が上陸するおそれがあるときの情報提供等）。
- 9 試験中に火災・地震等の緊急を要する事態が発生した場合は、試験室の監督者の指示に従い行動してください。
- 10 この受験案内は、合格発表日まで保存してください。

V. 携帯電話等の電子機器類について

1 当日の取扱い

試験当日の携帯電話等の持ち込みについては、次の2～5のとおり充分ご注意ください。なお、携帯電話の取扱いについては監督者の指示に従ってください。

2 電源を切る

携帯電話等の電子機器類*は、試験室内で使用できません。試験室内に携帯電話・電子機器類を持ち込む場合は必ず電源を切ってください。

3 時計としての使用禁止

不正行為防止のため携帯電話・電子機器類等を時計等として使用できません。

4 失格

試験中に音が鳴ったり、あるいはバイブレーションが作動し、所有者を特定したときは失格となります。

5 お預かりはしません

試験会場では、携帯電話等の電子機器類をお預かりすることはできません。

※電子機器類について

携帯電話以外の電子機器類（PHS、PDA、パソコン、タブレット、電子手帳、電卓、ウェアラブル端末等）は、その名称・機能等を問わず携帯電話と同様の取扱いとします。試験室内に持ち込む場合は必ず電源を切ってください。

● 受験申込書請求先、受験申込書提出先及び受験に関する問い合わせ

◎全国社会保険労務士会連合会 試験センター

○所在地 〒103-8347 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館5階

○電話 03-6225-4880 受付時間＝9：30～17：30（土日祝日、年末年始は除く。）

試験前日＝10：00～16：00（通話可能ですが、繋がりにくい場合があります。）

○FAX 03-6225-4883 受付時間＝24時間：連絡先を明記してください。

○ホームページ＝<http://www.sharosi-siken.or.jp>（ポータルサイトから「社会保険労務士試験オフィシャルサイト」で検索）
（公開情報の更新作業やサーバー機器保守・アクセス集中により、一時的に閲覧できない場合があります。）